

発行元：税理士法人 のぞみ
相続手続 そうだん室TEL:0263-32-4737
TEL:0263-32-8600長野県松本市城西2-5-12
<http://nozomi-tax.jp/>

遺贈寄付とは？～税務上の取り扱いについて～

最近は少子化の影響により、ご自身の相続人やその次の世代に相続人となる方がいらっしゃるという相談が多くなってきたように感じます。そのような背景からか、最近のご自身の財産をご自身が亡くなられた後に社会貢献活動に役立てるため、寄付を選択肢の一つとして考えている方もいらっしゃるのではないでしょうか。そこで、今回は遺贈寄付についてご紹介したいと思います。

◇遺贈寄付とは？

ご自身が亡くなった後、財産の一部を公益法人などに寄付することです。遺贈寄付には、「遺言による寄付」と「相続財産による寄付」があります。



◇遺言による寄付

遺言による寄付は、あらかじめ遺言書に寄付の意志および寄付先を記載することでご自身が亡くなられた後に寄付をする方法です。

寄付先が法人の場合：原則として相続税は課税されません

認定を受けていないNPO法人等であっても相続税の対象外となります
ただし、株式会社等は受け取った寄付金に対して法人税が課税されます

寄付先が個人の場合：原則として財産を取得した個人に相続税が課税されます

ただし、公益的な事業とされる場合は相続税の対象外となります

◇相続財産による寄付

相続人が相続財産を受け取ってから相続人の意志で寄付先を決めて寄付をする方法です。従って、原則として相続税の対象となります。ただし、一定の要件を満たすことで、寄付した財産を相続税の計算の対象から外すことができます。

- (1) 相続税の申告期限までに寄付をすること
- (2) 相続または遺贈で取得した財産から寄付をすること（生命保険金や退職手当を含む）
- (3) 国、地方公共団体、特定の公益法人、一定の要件を満たす公益信託等へ寄付すること

◇まとめ



「遺言による寄付」と「相続財産による寄付」の違いは、相続税の対象外となる寄付先の範囲が異なるということです。

寄付をお考えの場合は、あらかじめどのような方法で寄付をするのか、また、寄付先が相続税の対象となるのかならないのかを確認しておく心安心です。